

別表1 (産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施方針I 収益性向上対策の第4の②関係)
産地生産基盤パワーアップ事業で対象とする農業機械一覧

	機械区分	対象機械名	特記事項
高性能省力機械	耕土改良用機械	・ サブソイラー ・ 深耕機	・ バックホーは対象外。
	施肥用機械	・ 肥料散布機 ・ 堆肥散布機	
	播種用機械	・ 播種機	
	移植用機械	・ 移植機	
	栽培管理用機械	・ 栽培管理ビークル ・ マルチャー ・ 畝立て成形ロータリー ・ 乗用草刈機 ・ 剪定枝粉碎機 ・ 果樹皮剥機 ・ 高所作業機 ・ 茶中刈機 ・ 茶園管理機	
	防除用機械	・ 防除機（スピードスプレーヤー、ブームスプレーヤー等） ・ 土壌消毒機 ・ 常温煙霧機	・ 動力噴霧器は対象外。 ・ スピードスプレーヤーは、農作業安全を推進する観点から、キャビン付きを推奨する。 ・ 常温煙霧機を導入する際は、登録農薬のみを使用する旨の確約書を添付する。
	収穫・調製用機械	・ 収穫機 ・ 洗浄機 ・ 調製機 ・ 茶摘採機	
	流通・加工用機械	・ 選別機 ・ 結束機 ・ 包装機	
	運搬用機械	・ 運搬車（自走式含む） ・ 運搬作業車	・ 運搬用トラック、フォークリフト、フロントローダーは対象外。
施設園芸用機械	加温機	・ 温風暖房機 ・ コントローラー（4段サーモ等） ・ センサー	・ 施工費は対象外。 ・ 実施方針Iの第4の②で定める「施設園芸用機械の設置に必要な資材」は以下のものとする。 （配管、煙突セット等） ・ 重油タンクは対象外（資材としても対象不可）。
	加温機補助装置	・ ヒートポンプ ・ センサー	・ 施工費は対象外。 ・ 実施方針Iの第4の②で定める「施設園芸用機械の設置に必要な資材」は以下のものとする。 （電気ケーブル等）
	循環扇装置	・ 循環扇 ・ 制御盤 ・ センサー	・ 施工費は対象外。 ・ 実施方針Iの第4の②で定める「施設園芸用機械の設置に必要な資材」は以下のものとする。 （直管パイプ、設置用金具、電気ケーブル等）
	自動換気装置	・ 原動機 ・ 制御盤 ・ センサー	・ 施工費は対象外。 ・ 実施方針Iの第4の②で定める「施設園芸用機械の設置に必要な資材」は以下のものとする。 （直管パイプ、設置用金具、電気ケーブル等）
	光合成促進装置	・ 炭酸ガス発生装置 ・ コントローラー ・ センサー	・ 施工費は対象外。 ・ 実施方針Iの第4の②で定める「施設園芸用機械の設置に必要な資材」は以下のものとする。 （オイルタンク、配管、煙突セット等）

新品のみを対象とする。

農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入は不可。

上表に示すもののうち、1台あたりの希望小売価格がアタッチメントを含めて50万円以上のものを対象とする。

（施設園芸用機械については、同一施設内に機器を一体的に導入する場合、同一機械区分に含まれる機器一式で50万円以上のものを対象とする。）

注) 上表に記載のない機械については、予め県と協議した上で、計画協議を行うこととする。